最終更新日：2018年9月27日
株式会社データホライゾン
代表取締役社長 内海　良夫
問合せ先：082-279-5550
証券コード：3628
http://www.dhorizon.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、「社会の進化と未来の環境に貢献し続ける」ことを企業理念とし、「医療費の適正化」を目指しております。その実現に向け、当社は、経営の透明性とチェック機能を高め、絶えず経営管理制度、組織および仕組みの見直しと改善に努めることにより、経営環境の厳しい変化に迅速かつ的確に対応するとともに、公明正大な経営の構築および維持を重要な課題として位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
内海　良夫	962,000	26.98
MSIP CLIENT SECURITIES	252,100	7.07
株式会社ベネフィット・ワン	250,000	7.01
渡邉　定雄	120,300	3.37
ティーエスアルフレッサ株式会社	120,000	3.37
鹿沼　史明	107,100	3.00
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	96,000	2.69
株式会社マネックス	61,300	1.72
渡邉　毅人	57,000	1.60
道下　太英子	52,500	1.47

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	6 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
濱　宏一郎	他の会社の出身者					○						
野間　寛	他の会社の出身者											
神出　二允	他の会社の出身者											
竹島　哲郎	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
濱　宏一郎			同氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの社員であります。 当社と株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの間に医療関連情報サービスに関する業務委託契約等の取引関係があります。	同氏は、長年医療情報システムの業務に従事してきた豊富な専門知識や経験を有しており、当社の経営全般にわたるアドバイスや外部の視点からの意見が期待できる人物であると判断し、社外取締役に選任しております。

野間　寛	○	○	当社は、同氏を独立役員に指定しております。	同氏は、金融機関における豊富な経験と識見を有しており、コーポレート･ガバナンス体制の強化および監査体制充実のため、監査等委員である社外取締役に選任しております。 同氏と当社との間には、資本的関係およびその他の利害関係は一切ありません。また同氏およびその近親者は、当社関係会社の業務執行者、当社の主要株主もしくはその業務執行者ではなく、当社との役員報酬以外の金銭等の授受は存在していないことから一般株主との間で利益相反の生じるおそれはないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
神出　二允	○	○	当社は、同氏を独立役員に指定しております。	同氏は、企業経営に関する豊富な経験と識見を有しており、コーポレート･ガバナンス体制の強化および監査体制充実のため、監査等委員である社外取締役に選任しております。 同氏と当社との間には、資本的関係およびその他の利害関係は一切ありません。また同氏およびその近親者は、当社関係会社の業務執行者、当社の主要株主もしくはその業務執行者ではなく、当社との役員報酬以外の金銭等の授受は存在していないことから一般株主との間で利益相反の生じるおそれはないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
竹島　哲郎	○	○	当社は、同氏を独立役員に指定しております。	同氏は、財務および会計に関する専門家としての豊富な経験と識見を有しており、コーポレート･ガバナンス体制の強化および監査体制充実のため、監査等委員である社外取締役に選任しております。 同氏と当社との間には、資本的関係およびその他の利害関係は一切ありません。また同氏およびその近親者は、当社関係会社の業務執行者、当社の主要株主もしくはその業務執行者ではなく、当社との役員報酬以外の金銭等の授受は存在していないことから一般株主との間で利益相反の生じるおそれはないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会より、その職務を補助すべき取締役および使用人の配置の求めがあった場合、監査等委員会と協議のうえ、その人選を行うこととしている。また、選任された監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人は、その職務にあたっては、監査等委員会の指示にのみ従うものとしている。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会、会計監査人および内部監査部門は、各々が独立した立場で監査を実施する一方、適時会合を設け、意見･情報の交換を行い、連携を保つことで、監査の効率性と実効性の向上を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブとしてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の取締役、従業員を対象としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成30年6月期における当社の社内取締役に対する役員報酬は以下のとおりであります。
・社内取締役に支払った報酬 71,502千円。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会の承認を受けた報酬総額の範囲内において役員規程に基づき、取締役会で決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

当社では社外取締役の内1名は、常勤の監査等委員として社内に常駐しており、経営管理部を中心に適宜各部署に対し直接ヒアリングを実施しております。また、他の社外取締役については経営管理部がサポートにあたっており、取締役会関係資料等、適宜必要な資料、情報の提供を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の企業統治の体制については、監査役会設置会社の形態をとってまいりましたが、平成30年9月26日開催の定時株主総会において定款変更の承認を受け、監査等委員会設置会社へ移行しました。当社は、監査等委員会設置会社の制度を採用したことで、経営における透明性、監督機能の強化を通じて企業価値向上を図ってまいります。

(1)取締役会
当社の取締役会は8名の取締役(うち、監査等委員である取締役3名)、そのうち社外取締役は4名(うち、監査等委員である取締役3名)で構成されており、毎月1回定例取締役会を開催しております。また、重要な議案が生じた場合、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
取締役会においては、内部統制実現のため、法令および定款に定める事項や経営上の重要事項等に係る意思決定を行うほか、会社の業務執行に係る報告・確認・監督等を行っております。
(2)経営審議会
原則として毎週1回、常勤取締役および部長が出席する経営審議会を開き、取締役会の付議事項に関する基本方針ならびに経営管理の執行方針の事前審議、社長の意思決定のための協議、各部門の運営状況等の確認および具体的なリスク管理についての討議を行っております。
また、各部門の重要会議の結果が報告され、すべての部門の状況が把握されております。
(3)監査等委員会監査の状況
当社の監査等委員会は監査等委員3名で構成され、その内訳は、常勤監査等委員1名(社外取締役)、非常勤監査等委員2名(社外取締役2名)

となっております。
監査等委員は、取締役会に出席し、取締役の職務の執行を監視しております。また、常勤監査等委員は、帳票類の実査や各部門への往査を実施し、経営審議会等の重要な会議に出席する等、実質的かつ公正な監査を行っております。
(4) 内部監査の状況
当社は、社長直轄の内部監査室に専任担当者1名を置き、内部監査を実施しております。各部門を対象に監査計画に基づき網羅的に内部監査を実施し、監査の結果は、随時、社長に報告するとともに被監査部門等にフィードバックされ、当社の経営の健全性・効率性・信頼性の向上に寄与しております。
(5) 会計監査の状況
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、尾崎更三氏および河合聡一郎氏であり、有限責任 あずさ監査法人に所属しております。
当社は、同監査法人との間で会計監査に係る監査契約を締結しておりますが、同監査法人および監査に従事する業務執行社員と当社の間に特別の利害関係はありません。
なお、当社の平成30年6月期の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他3名であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため監査等委員会設置会社に移行しました。業務執行上は、業務執行の意思決定機関である取締役会を中心に経営審議会等の会議体を構成し、コンプライアンス委員会やリスク管理委員会を設置し、さらに内部監査部門がそれらの執行状況の監視を行っております。このような体制により、当社は適正なコーポレート・ガバナンスを確保できているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の2営業日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	議決権行使の便宜および株主総会の円滑運営のための準備期間も考慮し、可能な限り集中 日を回避する予定です。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回程度、代表取締役を説明者とする説明会の実施を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社Web サイト上にIR 情報ページを設け、有価証券報告書・決算短信・決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部門にIR担当者を設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の経営理念に規定しており、各ステークホルダーの利益の確保、社会的責任の遂行に努 めて参ります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

株式会社データホライゾン取締役会は、取締役の職務の遂行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制を下記のとおり整備しており、これを確実に実践してまいります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社グループは、「コンプライアンス宣言」において、「コンプライアンス基本方針・行動規範」、「コンプラインアンス規程」に沿って、法令遵守、社会常識及び企業倫理などを重視した体制作りと活動により、社会に貢献できる企業となることを宣言しています。

(2) コンプライアンス委員会を設置し、全社的なコンプライアンスの運用状況と問題点の把握につとめ、その結果を取締役会に報告することとしています。

(3) コンプライアンスに関する社内教育および指導の徹底を図り、経営管理部は、その運用状況を取締役会に報告することとしています。

(4)「コンプライアンス規程」に内部通報システムを定め、内部通報システムを周知徹底することにより、法令または定款に抵触する行為の早期発見と解消・改善につとめています。

(5) 外部の法律専門家と顧問契約を結び、取締役および使用人の職務の執行が法令および規程に抵触しないように直接相談できる体制にしています。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1)「取締役会規程」、「稟議規程」、「会議体規程」、「文書管理規程」等において、各種情報の保存および管理に関する規程を設け、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を実施しています。

(2) 情報へのアクセス方法の改善やIT化を進め、さらに体制の整備を進めるものとします。

(3) 個人情報については、「個人情報保護基本規程」に基づいて、「個人情報保護方針」を定め、JISQ15001で定義されている「個人情報保護マネジメントシステム」の要求事項に適合した管理を行っています。

(4) 情報資産の保護については、ISO27001で定義されている「情報セキュリティマネジメントシステム」の要求事項に適合した管理を行っています。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 製品およびサービスの品質に起因するリスクの管理は、ISO9001 に準拠して「品質マニュアル」等によって行っています。

(2)「会議体規程」に基づいて開催される、営業戦略会議、開発会議、収益会議において全組織から情報を収集し、リスクを認識した場合は、経営審議会および取締役会に報告して対応することとしています。

(3)「内部監査規程」に基づいて、他の業務部門から独立した内部監査室の内部監査により、内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、リスク管理体制の適切性を確保することとしています。

(4) リスク管理委員会を設置し、全社的なリスクの分析・把握およびその対策を策定することとしています。

(5) 経営危機が発生した場合は、「クライシスマネジメント規程」に基づいて社長を本部長とする「対策本部」を設置し、統括して危機管理にあたることとしています。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会の手続および取締役会の権限範囲等は、「取締役会規程」で明確にしています。

(2) 取締役による効果的な業務運営を確保するため、「職務分掌規程」を定めるとともに、取締役の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることにより組織の効率的な運営を図ることを目的として、「職務権限規程」を定めています。

(3) 取締役会を毎月1 回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しています。

(4) 経営方針および経営戦略等に関わる重要事項は、経営審議会の審議を経て執行決定することにより、取締役の職務の執行を効率的に行うこととしています。

5．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社および子会社から成る企業集団の管理は「関係会社管理規程」に基づいて、経営管理部が担当している。

(2)取締役会は当社グループの経営企画を決議し、経営管理部はその進捗を毎月取締役会に報告している。

(3)内部監査室は、当社および子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告している。

6．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)監査等委員会より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合、監査等委員会と協議のうえその人選を行うこととしている。

(2)監査等委員会を補助すべき使用人の評価や異動等の人事処遇については、予め常勤監査等委員の同意を得ることとしている。

(3)監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、その職務にあたっては、監査等委員会の指示にのみ従うものとしている。

7．取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)監査等委員は、取締役会のほか経営審議会等重要な会議に出席し、取締役および使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。

(2)前記の重要な会議に付議されない重要な起案書および報告書等について、監査等委員は閲覧し、必要に応じ内容の説明を求めることができる。

(3)取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報システムに基づき通報された事実、その他監査等委員会監査のため求められた事項を監査等委員会に直ちに報告する体制となっている。

(4)当社は、前項に記載の監査等委員会へ報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役および使用人に周知徹底することとしている。

8．監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、監査等委員の請求等に従い円滑に行い得る体制としている。

9．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役は監査等委員会と定期的な会合をもち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査等委員会監査の環境整備等について意見を交換しています。

(2) 内部監査部門である内部監査室は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換しています。

(3) 稟議書、契約書、帳簿等の文書その他監査等委員が監査に必要と判断した資料・情報に、監査等委員が容易にアクセスできる体制を整備します。

(4) 監査等委員が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができます。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 代表取締役は、「コンプライアンス基本方針・行動規範」において、反社会的勢力には毅然として対応し、一切の関係を持たないことを社内外に向けて宣言しています。
(2) 役員・従業員に「コンプライアンス基本方針・行動規範」を周知し、反社会的勢力との関係を排除する体制となっています。
(3) 新規取引先との取引前には、経営管理部において反社会的勢力との係り合いの有無についてのチェックを行い、侵入予防を行える体制にしています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

